インフォメーション INFORMATION

本庁
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673

大平総合支所
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は本庁日直☎(22)3535

お知らせ

予約制による年金相談のご案内（栃木年金事務所）

栃木年金事務所では、予約制による年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。

相談時間　月曜日（休日明け初日）：8時30分～18時／火曜日から金曜日：8時30分～16時／第2土曜日：9時30分～15時

※代理の方（配偶者やご家族含む）によるご相談の場合には、委任状が必要です。

予約方法　相談希望日1か月前から可能。予約受付の際に、基礎年金番号、氏名、電話番号、相談内容を確認します。

※予約状況により、希望日時を調整する場合あり。電話受付時間：平日8時30分～17時（12月29日～1月3日を除く）

問 日本年金機構　予約受付専用電話
☎0570(05)4890
栃木年金事務所
☎(22)4697

10月7日～13日は行政相談週間です

行政相談とは、道路や河川の整備、税金、年金、その他国や県、市役所等で行っている仕事に対する苦情や意見・要望を聴き、その声を解決・改善に役立てるものです。

日ごろ、皆さんの身近なところで、行政とのパイプ役として、相談を受け活躍している方が、行政相談委員です。市役所などの相談所で定期的に相談を受けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

市内イベントで啓発活動を行います

10月20日（日）藤岡文化会館前駐車場（藤岡ふくしまつり）、遊楽々館　岩舟健康福祉センター（岩舟健康福祉まつり）／10月27日（日）とちぎ山車会館前広場（とちぎ協働まつり2019）／11月17日（日）産文通り線・都賀文化会館周辺（まるまるまるごとつがまつり）／11月23日（土）大平運動公園（おおひら産業祭）／12月8日（日）道の駅にしかた（ど田舎にしかた祭り）

問 市民生活課☎(21)2121

家屋調査にご協力ください

令和元年（2019年）中に新築（または増築）した建物に対して、令和2年度から固定資産税などが課税されることとなります。新築（または増築）の建物に対して職員が訪問し、調査します。調査時間は1戸あたり30分～1時間程度です。

なお、床面積・構造に関わらず、物置や車庫なども課税対象となる場合があります。

問 資産税課☎(21)2271

建物の新築・増築・取壊・用途変更連絡のお願い

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日（賦課期日）として、課税しています。令和元年（2019年）中に建物を新築・増築・取壊（滅失）・用途変更した場合には、令和2年度から税額が変更になります。

建物の不動産登記をしていない場合や登記していない建物に変更があった場合は、資産税課までご連絡ください。なお、登記してある建物の名義変更は法務局への申請が必要です。

問 資産税課☎(21)2271

市税等の納付は安心・便利な口座振替をご利用ください

受付窓口　市役所本庁舎、各総合支所市民生活課、各支所・出張所、取扱金融機関（ゆうちょ銀行は直接最寄りの郵便局へ申込み）

用意するもの　通帳、届出印

利用できる金融機関　市内に店舗のある金融機関及び三井住友銀行（すべての本支店が利用可）

口座振替の開始　申込日の翌月末以降の納期から

問 収税課　☎(21)2767

献血にご協力を

命を救える身近なボランティア「献血」にご協力ください。

日時　10月4日（金）10時～11時45分、13時～16時

場所　栃木市役所本庁舎3階　正庁

対象　16歳～69歳の方。ただし、65歳以上の方については60歳～64歳までに献血経験がある方に限る

内容　200㎖、400㎖献血のみ。所要時間：20～30分程度

問 健康増進課☎(25)3511

犬の登録と狂犬病予防注射

生後90日を経過した犬には、生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。飼い主の方はこの機会に済ませてください。登録済みの方には通知を送付しますので、当日お持ちください。なお、犬が病気等で注射を受けることが心配な場合は、動物病院で診断を受けてください。

犬が死亡した場合、住所・飼い主が変わった場合は、問合先の窓口に届出をしてください。

日程・会場　別表のとおり

料金　1頭　3，500円（おつりのないようにお願いします）

※新規登録の犬は、別に登録手数料3，000円がかかります。

問 環境課　☎(21)2141
各総合支所市民生活課窓口

犬の登録と狂犬病予防注射　日程と会場

	期日	時間	会場
栃木地域	10/11（金）	9:00～9:30	大宮公民館
		9:50～10:20	国府公民館
		11:00～11:20	吹上公民館
		11:40～12:00	皆川公民館
	10/12（土）	9:00～9:20	栃木南中学校　校舎北側
		9:40～10:00	栃木西中学校　正門
		10:40～11:00	寺尾公民館
		11:30～12:00	総合運動公園　緑の家
岩舟地域	10/6（日）	8:45～9:00	小野寺地区公民館
		9:10～9:25	小野寺ふれあい館
		9:35～9:50	下津原公民館
		10:00～10:20	岩舟公民館
		10:30～10:45	芝宮公民館
		10:50～11:05	静和地区公民館
		11:20～11:50	岩舟総合支所駐車場
都賀地域	10/10（木）	9:00～9:40	大柿十文字公民館
		10:00～10:40	都賀町バス倉庫（旧都賀町シルバー人材センター事業所）
		11:00～11:40	升塚公民館
藤岡地域	10/24（木）	9:00～9:30	部屋出張所
		9:45～10:15	赤麻地区公民館
		10:40～11:10	三鴨地区公民館
		11:30～12:10	藤岡総合支所西側駐車場
大平地域	10/24（木）	9:00～9:20	東地区公民館
		9:35～9:55	ゆうゆうプラザ
		10:10～10:30	南地区公民館
		10:45～11:05	隣保館
		11:20～11:40	西地区公民館
		11:55～12:15	大平勤労青少年ホーム
西方地域	10/24（木）	9:00～9:30	真名子夢ホール
		9:50～10:20	西方総合支所　南側駐車場
		10:40～11:10	西方総合文化体育館駐車場

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金があります

児童扶養手当受給者（支給金額がある方）のうち、法定婚を一度もしたことがない受給者に対する臨時・特別給付金事業を今年度実施しています。まだ、手続きが済んでいない方は、左記の窓口にて受付をしています。

受付窓口　栃木地域にお住まいの方：子育て支援課（市役所本庁舎2階）
大平・藤岡・都賀・西方・岩舟地域にお住まいの方：お住まいの地域の総合支所市民生活課

対象　児童扶養手当受給資格者のうち、法定婚のない方

支給金額　17，500円

※お子様が何人いても一律

提出期限　12月2日（月）まで

問 子育て支援課
☎(21)2221
大平市民生活課
☎(43)9202
藤岡市民生活課
☎(62)0904
都賀市民生活課
☎(29)1103
西方市民生活課
☎(92)0309
岩舟市民生活課
☎(55)7759

令和元年秋季全国火災予防運動「ひとつずつ　いいね！で確認　火の用心」

火災の発生しやすい時季となります。火の元には十分注意しましょう。

期間　11月9日（土）～15日（金）

問 消防本部予防課
☎(22)0072

あなたのお店に消火器はありますか？

10月1日から、火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が義務となりました。消火器の設置・点検について不明な点がありましたら、消防本部まで問い合わせください。

問 消防本部予防課
☎(22)0072

骨髄等移植ドナーの支援をしています

市では骨髄等の移植の推進やドナー登録の推進のため、骨髄等を提供した方（ドナー）及びドナーを雇用する事業所等に対し、助成金を交付します。助成を受ける場合、骨髄等の提供の完了日から90日以内に申請を行う必要があります。

助成金額

ドナー　通院・入院に要した日数（上限10日間）×2万円

事業所　通院・入院に要した日数（上限10日間）×1万円

対象

ドナー　骨髄等を提供した日に栃木市に住所がある／骨髄バンクにドナー登録している／骨髄等の提供を完了し、それを証明する書類の交付を受けている

事業所　ドナーを雇用している国内の事業所（官公庁、独立行政法人を除く）

申込　問合先まで

問 健康増進課☎(25)3511

10月は土地月間です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

大規模な土地の取引には届出が必要です。

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

届出の必要な取引面積

市街化区域内　2，000㎡以上／その他　5，000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合（一団の土地）には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の必要な取引　売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

届出　権利取得者（買主）は、契約日から2週間以内（契約日を含む）に、土地売買等届出書等一式を1部、提出してください。

問 都市計画課☎(21)2431

覚えのない請求、しつこい訪問販売、電話勧誘、契約トラブルなどで困ったときは、栃木市消費生活センター☎(23)8899または消費者ホットラインにご相談ください。
消費者ホットライン（局番なし）
☎188（悪質商法はイヤや！）